

日本共産党の光永敦彦です。ただいま議題となっております議案21件のうち、第2号議案「令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）」、第3号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」、第5号議案「京都府統計調査条例一部改正の件」、第13号議案「財産取得の件」、第15号議案「指定管理者指定の件」、第16号議案「京都府総合計画」将来構想を定める件、第17号議案「京都府総合計画」基本計画を定める件、第18号議案「京都府総合計画」地域振興計画を定める件、第19号議案「京都府森林利用保全指針を定める件」、の議案9件に反対し、他の議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、第16号、17号及び18号議案の三件についてです。

これら「京都府総合計画」案は、京都府の目指す方向性について、概ね2040年を展望して、将来構想を描きつつ、当面4年間の対応方向や具体方策を示す内容となっています。

現在、暮らしや地方自治をめぐる大きな変化の局面にあります。少子化・高齢化が進行し、また貧困と格差の広がりや固定化がいつそう進行しています。さらに災害が頻発し、佐賀県や千葉県など被災された皆さんが大変ご苦労されているさなかに、昨日から消費税が10%に増税をされました。これでは、地域経済にも中小零細事業者や暮らしにあえぐ多くの府民に大打撃を与えることになってしまいます。

こうした時、暮らしの実態を把握し、寄り添い、改善を図る、まさに福祉の増進をめざす自治体本来の役割を本格的に発揮することこそ求められています。ところが政府は、昨年発表した「自治体戦略2040構想研究会」第一次・第二次提言にもとづき、今後の自治体のあり方を、行政サービスの提供者から官民連携や公務の民間開放の本格的推進をはかるためのプラットフォームとすることや、基礎自治体をフルスペックでなく圏域で運営し、また小規模自治体は府県が補完する、など団体自治も住民自治も壊し、自治体業務の産業化を本格的に推進するような方向が示されていることは極めて重大であります。

このため、概ね2040年頃を展望する総合計画が、国との関係でも、住民の福祉の増進という自治体本来の役割からも、どういった方向をめざすのかが問われています。

その点で、本議案三件には、重大な問題を孕んでいると考えます。

その第一は、基本計画や地域振興計画に現状分析や課題は列挙されているものの、これまでの総合計画である「明日の京都」以降の総括や、課題と指摘されている原因についての分析は、何も述べられていないことであります。このため当面の施策が、どうしても対処療法にならざるを得なくなります。また2040年を節に、バックキャストで当面の施策を打ち出すという手法も含め、国の方向を踏襲したものとなっていることです。

第二に、「子育て環境日本一」を掲げるものの、少子化の原因への解決と対応に取り組むことになっていないことです。

深刻な少子化の大きな原因の一つに、実質賃金が下がり、非正規雇用が全国ワースト二位となるなど、働きにくく、普通の暮らしがしにくい実態、すなわち貧困と格差の問題があります。ところが、子どもの貧困実態調査も行わず、また「子育て環境日本一推進戦略」でも、「総合計画」の子育て分野には、ブラック企業対策や賃上げ対策などへの取り組みや施策はありません。私は総括質疑でそのことを質しましたが、「子育てに要する費用負担の軽減や正規雇用に向けた取り組みが必要」と知事は述べられたものの、施策はワークルールを知らせる出前セミナーの開催や生産性の向上、また子どもの医療費無料化の少しの改善等にとどまっています。

第三に、「観光総合戦略」を大きな府政の柱と位置付けているものの、観光を入口に地域づくりを考えることとし、さらに文化庁移転を契機として文化を観光や地域振興に利活用する姿勢を如実に示していることであります。

現在、京都市内では元立誠小学校や元植柳小学校などホテルに差し出し、自治体が住民の貴重な財産を観光による儲けの道具にしようとしています。また本府は地方創生関係の交付金を多用し、イベントを中心とした施策を推進してきた結果、商工会や職員さんから「イベントに駆り出されるばかり」「地元にお金がおちない」などの声が出され、また観光DMOを作ったことで、市町村観光協会の体制が弱められ、儲かるどころしか、施策が実行できなくなろうとするなど、これまでの地域づくりの努力を壊すことになりかねません。自律した持続可能な地域づくりにむけ、実態に応じた格差は正と内発的な発展を基礎とする方向こそ必要です。

第四に、99%以上を占める京都の中小企業支援への本格的な取り組みが求められているにもかかわらず、AI・IoTをはじめとした成長産業化やスタートアップ支援などが中心で、また関西学術研究都市もイノベーションが軸となっているなど、京都経済を支える圧倒的多数の中小零細企業や伝統地場産業も含め、広い裾野を支えることによる経済循環の産業政策が極めて不十分なことです。さらに農林水産業では、六次産業化など一部の支援策や誘導策が柱となっており、食糧安全保障と貧困撲滅のために定めた国連の「家族農業の10年」の流れに反し、京都の農業の実態にも合わないものとなっています。

第五に、官民連携と広域連携を本格的に推進しようとしていることです。北部連携都市構想など広域連携をすすめるとともに、府営水道の広域化や市町村水道も含む広域化・共同化が、本府がトップダウンで推進し、その結果、住民の命の水を守る公的責任を後退させ、今後、コンセッションなど民営化に道を開き、水道を儲けの道具にしようとしています。知事総括質疑では、与謝野町議会が宮津市・舞鶴市と水道の窓口業務を民間に共同発注する予算が否定されたことを紹介しましたが、この事実を本府は重く受け止めるべきであります。また府民スポーツの振興をはかるべき京都スタジアムに、コンセッション方式を導入しようとしたものの、それが失敗し、今度は大河ドラマ館やeスポーツ施設等の整備を通じ、民間運営会社に異例の10年という長期契約で指定管理者指定を行い、さらに京都市内の府営住宅約4000戸すべてを民間一社に指定管理者指定しようとするなど、自治体業務の産業化をしゃにむに推進していることは重大です。

第六に、すでに破たんした開発型行政を本格的に進めようとしていることです。本議会にも、公共事業の繰り越し明許費が提案されたように、相次ぐ災害に加え、土木事務所の職員体制等が弱くなり、また地元業者減少などにより、地元に必要な公共工事や防災対策がなかなか進んでいません。一方、北陸新幹線は、豊かな自然や地下水等に深刻な影響を与えるため、いまだルートの説明もできず、そのためいったいいくら府民負担が必要なのか、などについても全くわからないにもかかわらず、建設ありきで進められようとしていることは大問題です。また北部には、政府が推進する日本海国土軸の形成として山陰近畿自動車道の整備や南部では、新たな国土軸の形成として、新名神高速道路の全線開通の促進と一体に、アウトレットモールの誘致をはじめ、大幅な開発型施策を次々と進めようとするなど、人口減少時代などと危機感を煽る一方、その打開策として新たな投資をしようとしていることは重大であります。

よって総合計画にかかる三議案は反対です。

次に、第2号議案「令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）」についてです。

そもそも、政府は「公共サービスの産業化」として包括民間委託を推進し、企業の新たな儲けに公務の仕事を提供してきました。その結果、全国の自治体で、臨時・非常勤職員が担ってきた自治体業務を民間企業等に包括的に委託し、当該業務の臨時・非常勤職員を解雇、雇い止めする動きが広がっています。

本議案は、向日町競輪場で包括民間委託を行い、民間ノウハウの活用や事務の一括委託により経費削減を図り、委託料を売り上げ連動制として、受託事業者に売り上げ向上のインセンティブを付与するとしています。これは公の施設を提供し、民間委託業者の新たな儲けを保証するもので反対です。

一方、地域住民の利用が増えている向日町会館について、耐震改修など老朽化対策や女子トイレの増設要望、終了時間の延長などの要望に、人員確保等の問題や財政が厳しいと応えない事態となっていることは問題です。

次に、第3号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」についてです。

条例改正により、一年任用の「会計年度任用職員」という新たな仕組みを導入するものですが、そもそも国の法改正は、「公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心」とするという原則から逸脱したもので、しかも会計年度任用職員制度の導入により、非正規雇用を合法化し、会計年度ごとの任用と雇い止めを自治体の判断で可能としており、合法的な形をとった人員の調整弁となりかねません。実際、低い賃金と不安定な雇用のもとで本府行政を支えていただいている一人ひとりの非常勤職員の生活と将来設計に重大な影響を与える可能性があり反対です。

なお、非常勤職員への手当支給などは、同一労働同一賃金の観点から当然行われるべきものであり、国へ強力に財政確保を求めるとともに、職員組合との交渉の中で誠実に検討・具体化され、臨時・非常勤職員のみなさんの待遇改善となるよう求めるものです。

次に第5号議案「京都府統計条例一部改正の件」についてです。これは国の統計法及び独立行政法人統計セン

ター法の一部を改正する法律に基づくものですが、その狙いは、財界がかねてから求めていた行政の保有する統計データ、しかも個人情報についての調査票データを、民間活用に提供していく改正となっており、反対です。

次に、第13号議案「財産取得の件」及び第15号議案「指定管理者指定の件」についてです。これは、今年12月にオープンする予定の京都府立京都スタジアムの指定管理者に株式会社ビバ&サンガを選定する等のものです。

もともと、洪水常襲地で、天然記念物アユモドキの生息地にスタジアムを建設することへの大きな批判に加え、企業の利益を保証するため、「スタジアムを核とした賑わいづくり」として、様々な賑わい施設を設けた上に、指定管理者制度により異例の10年という長期にわたり民間委託することは、公的なスポーツ施設のあり方に反するもので、反対です。

次に第19号議案「京都府森林利用保全指針を定める件」についてです。今年4月から施行された森林経営管理法は、伐採、搬出を行う業者を森林経営の担い手として位置付けることで、短期的な利益を追求することとなり、また市町村には山林所有者や企業の選別、経営管理権集積計画の作成、もうからない森林の管理など、専門家がないにもかかわらず、困難な仕事が押し付けられています。これらは、森林危機の抜本的打開どころか、さらに山林を深刻な事態に招くもので、森林管理システムを活用した京都府森林利用保全指針を定めることには反対です。

なお、第一号議案「令和元年度京都府一般会計補正予算（第3号）」は賛成するものですが、数点指摘しておきます。議案中、京都スタジアム管理費の指定管理料と債務負担行為は、10年という長期にわたる異例の民間委託とし、公の施設を、様々な施策を講じて民間企業の儲けを長期に保証しようとするもので問題です。

また保育所等副食費支援事業については、第三子以降の保育料無償化事業の対象世帯について、今回新たに実費徴収される副食費を支援するものですが、対象は1600人とわずかであり、さらなる拡充を求めておきます。

また、繰り越し明許費についてですが、河川改良費や災害復旧費など、急がれる事業が計画的に執行できず、毎年12月に繰り越してきたものを今回9月に前倒し整備するものですが、計画的な事業執行ができる体制と予算措置こそ必要であることを指摘しておきます。

最後に、一言申し上げます。

関西電力高浜原発がある福井県高浜町の元助役から関西電力経営陣らに少なくとも2011年からの7年間で約3億2千万円相当の金品が提供されていたことが明らかとなりました。元助役には、原発関連工事を請け負う同町内の建設会社から資金が提供されており、府民が払った電気料金を原資とする「原発マネー」が関西電力に還流していた疑惑が濃厚です。まさに経団連・電力会社・政府が一体で進めてきた原発利益共同体の「利権の闇」の徹底解明を求めるとともに、原発再稼働の推進などもってのほかで、速やかな原発ゼロへの決断こそ必要です。そのことを強く求めて討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上